

個人情報取扱事務の諮問事案書（第10条第2項）

※オンライン結合関係図その他必要な資料を添付すること。

オンライン結合を行う事務の名称		地域包括支援センター業務支援システム運用事務
事務の管轄		高齢介護課
オンライン結合による取扱個人情報	類型	65歳以上（第1号被保険者）の者及び40～64歳（第2号被保険者）の者のうち、要介護（要支援）認定を受けている者
	項目名	<p>【利用者基本情報及び介護保険情報】</p> <p>郵便番号、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、個人番号、介護保険被保険者番号、交付年月日、認定年月日、認定の有効期限、要介護度、負担割合証情報</p> <p>【その他情報】</p> <p>総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等に関する相談記録及び支援記録の経過情報</p>
オンライン結合の概要	結合の当事者名	高齢介護課、各地域包括支援センター（12圏域）
	使用回線の形態	<input type="checkbox"/> 専用回線( ) <input checked="" type="checkbox"/> 共用回線(フレッツVPNワイド)
	個人情報取扱の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る基本情報や介護保険情報の共有、相談・支援経過記録等を行っている。</li> <li>・共用回線により地域包括支援センターに設置している専用端末から高齢介護課のサーバへ常時アクセスすることを可能とし、これにより個人情報を提供する。</li> </ul>
オンライン結合を行う理由（公益上の必要性）		<p>地域包括支援センターは、介護保険法に基づき各市町村の設定圏域に設置されている。</p> <p>本市においても業務委託契約に基づき、高齢者や家族の相談を受け付けたり、高齢者を見守ったり、心身の状態に合わせた支援を提供する総合的なサービス拠点となっている。</p> <p>本市では現在、市内の12圏域の地域包括支援センターに、総合相談支援業務等を委託しているが、業務を円滑に実施するために、正確な要介護（要支援）認定情報等を迅速に提供する必要がある。</p> <p>オンライン結合により、必要な情報を適時的確に提供することが可能となり、適切な支援が図られるほか、事務が効率化され、高齢者等の支援の向上につなげられる。</p> <p>なお、市町村（保険者）と地域包括支援センターとの情報共有を図るため、全国的にも類似の提供が行われている。</p>

<p>安全確保措置 (個人の権利利益を侵害するおそれがないようにすること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性の高い回線（フレッツVPNワイド）の使用により、高度なセキュリティを確保している。さらにファイアウォールを設置し、防衛措置を講じている。</li> <li>・地域包括支援センターには、本市が専用端末を設置しており、ID・パスワード管理により、システム操作者の限定を行っている。</li> <li>・各センターの圏域の情報のみ確認できる設定にしている。</li> </ul>
<p>開始時期</p>	<p>平成18年7月1日（地域包括支援センター設置時）から開始</p>

※「使用回線の形態」欄は、回線種類を選択の上、具体的な名称等を( )内に記すこと。

※「個人情報取扱の流れ」欄は、回線上での個人情報の遣り取りの状況を記すこと。

※「安全確保措置」欄は、措置の内容や効果を具体的に記すこと。

## オンライン結合関係図

※この関係図に代わる既存の資料の添付があれば、作成不要とする。

